

相談

精神保健福祉相談（専門医による無料相談）

問 小田原保健福祉事務所

足柄上センター

保健予防課

☎(83)5111

内線424

不眠、うつ、アルコール依存などのこころの不調に関する相談を、精神科医師と福祉職がお受けします。

日 3月11日（火）

13時30分から

場 足柄上合同庁舎4階

小田原保健福祉事務所

足柄上センター

他 事前予約制



保健師による ミニ相談会

問 福祉課 ☎(83)1226

保健師によるミニ相談会を実施します。介護や健康のこと、気になることなど個別でご相談いただけます。

日 3月19日（水）

10時～11時45分

場 地域サロンまつだ

（松田惣領1321）



補助金

松田町未来トッププラン ナー育成応援事業助成

問 教育課 ☎(83)7021

文化、芸術やスポーツにおいて活躍する青少年の保護者に対し、費用の一部を助成します。

対 町内出身の中学生、高校生

で県規模の選考会などを経て、県以上の区域を代表して上位大会に出場する方の保護者。

ファミリー・サポート 松田の利用料金を助成 します

問 子育て健康課

☎(84)5544

【対象者】

次の条件全てを満たす
依頼会員または両方会員
・松田町に住所を登録している
・生後4カ月から小学校
6年生までの子どもを
養育している
・会員の世帯全員が、町民
税などを滞納していない
・他の制度などにより、
補助を受けていない

【助成金額】

・サポートを受けた子ども
も1人につき、月35
00円までの利用料金
の合計
※キャンセル料は助成され
ません

【必要書類】

・松田町ファミリー・サポ
ート・センター事業利
用料金助成交付申請書
・松田町ファミリー・サポ

ート・センター事業利
用料金助成交付請求書
・サポート活動報告書
（原本）

【申請期限】

利用した年度の3月31日
まで。

【注意事項】

期限を過ぎた分について
は、助成できませんので
ご注意ください。

児童手当の手続きは お済みですか

問 子育て健康課

☎(84)5544

令和6年10月より、児童
手当制度が一部変更になり
ました（広報8月号掲載）。
変更後の制度の適用を受け
るに当たり、一部の方は申
請が必要となります。

制度変更に伴う申請の最
終期限は、令和7年3月31
日となっています。最終期
限を過ぎた場合、令和6年
10月分に遡っての手当の支
給はできません（手当の支
給は申請いただいた月の翌

月分からとなります）。該
当の方は、お早めにお手続
きください。



詳細はこちら

スポーツ イベント

問 教育課

☎(83)7021

FAX(83)7025

E-mail:

matsuda.taikyo@
kza.biglobe.ne.jp

第39回松田町ゴルフ大 会の開催時期を繰り下 げします

例年4月に開催している
松田町ゴルフ大会は、時期
を繰り下げて実施すること
となりました。

開催時期については、決
定次第お知らせします。

